

平成30年第6回

香美市議会臨時会会議録

平成30年 9月25日 開 会
平成30年 9月25日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 6 回

香美市議会臨時会会議録

平成 3 0 年 9 月 2 5 日 火曜日

平成30年第6回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成30年9月25日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月25日火曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	小松孝	11番	濱田百合子
2番	大岸眞弓	12番	比与森光俊
3番	甲藤邦廣	13番	舟谷千幸
4番	久保和昭	14番	村田珠美
5番	小松紀夫	15番	森田雄介
6番	笹岡優	16番	山口学
7番	島岡信彦	17番	山崎晃子
8番	爲近初男	18番	山崎龍太郎
9番	利根健二	19番	山本芳男
10番	萩野義和	20番	依光美代子

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	明石清美
副市長	今田博明	福祉事務所長	佐竹教人
総務課長	山中俊明	農林課長	西本恭久
企画財政課長	川田学	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課林業土木担当参事	澤田修一
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	安井幸一
防災対策課長	中山泰仁	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	黍原美貴子
健康介護支援課長	前田哲夫	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	野島恵一		

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか 議会事務局書記 中 村 友 紀

市長提出議案の題目

議案第 80号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

同意第 10号 監査委員の選任について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成30年第6回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成30年9月25日（火） 午前9時30分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

平成30年第6回香美市議会臨時会追加議事日程

（会期第1日目 日程第1号の追加1）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 議席の一部変更

日程第6 常任委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 予算決算常任委員会委員の選任

日程第9 香南香美衛生組合議会議員の選挙

日程第10 香南清掃組合議会議員の選挙

日程第11 香南斎場組合議会議員の選挙

日程第12 香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙

日程第13 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第18号 香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事にかかる請負契約の一部を変更する契約の締結について

日程第14 議案第 80号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）

日程第15 同意第 10号 監査委員の選任について

平成30年第6回香美市議会臨時会追加議事日程

（会期第1日目 日程第1号の追加2）

日程第1 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○**議会事務局長（猪野高廣君）** 皆様おはようございます。議会事務局長の猪野と申します。このたびは皆様、ご当選まことにおめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。本日ご出席の議員の皆様の中で、小松 孝議員が年長議員でありますのでご紹介いたします。小松 孝議員、議長席へお願いいたします。

○**臨時議長（小松 孝君）** 皆様おはようございます。ただいま紹介されました小松 孝です。地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

お諮りします。このたびの選挙において、お互いに当選の栄誉に浴し議席を得たものであります。初対面の方もございますので、順次住所、氏名をもって自己紹介をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○**臨時議長（小松 孝君）** 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。それでは、ただいまから自己紹介を行います。

まず、私から行います。土佐山田町佐古藪在住の小松 孝です。よろしく申し上げます。

続いて、議席順に2番の方から順次自己紹介をお願いいたします。

○**2番（大岸眞弓君）** 皆さんおはようございます。土佐山田町宮ノ口の大岸眞弓です。会派は日本共産党です。どうぞよろしく申し上げます。

○**3番（甲藤邦廣君）** おはようございます。土佐山田町神通寺出身の市民クラブ、甲藤でございます。今後4年間またよろしく願いをいたします。

○**4番（久保和昭君）** 皆さんおはようございます。香北町白川出身でございます。久保和昭でございます。市民クラブ所属です。どうか4年間よろしく願いいたします。

○**5番（小松紀夫君）** おはようございます。香北町美良布在住の小松紀夫です。会派は自由クラブです。どうぞよろしく願いいたします。

○**6番（笹岡 優君）** 土佐山田町京田に在住してます笹岡 優です。会派は日本共産党です。よろしく申し上げます。

○**7番（島岡信彦君）** 土佐山田町宝町の島岡信彦でございます。会派は自由クラブです。よろしく申し上げます。

○**8番（爲近初男君）** 皆さんおはようございます。物部町神池の爲近初男です。市民クラブです。よろしく申し上げます。

○**9番（利根健二君）** おはようございます。土佐山田町西本町3丁目に住んでおり

ます。会派は市民クラブです。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 10番（萩野義和君） おはようございます。物部町中谷川に住んでおります萩野義和と申します。会派は市民クラブです。どうかよろしくお願ひいたします。
- 11番（濱田百合子君） おはようございます。香北町の橋川野に住んでいます濱田百合子です。会派は日本共産党です。よろしくお願ひいたします。
- 12番（比与森光俊君） おはようございます。土佐山田町西本町在住です。比与森光俊です。会派は公明党でございます。よろしくお願ひします。
- 13番（舟谷千幸君） おはようございます。土佐山田町船谷在住の舟谷千幸でございます。会派は公明党でございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 14番（村田珠美君） おはようございます。住所は土佐山田町加茂でございます。村田珠美と申します。会派は自由クラブです。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 15番（森田雄介君） おはようございます。土佐山田町南組、森田雄介です。会派は日本共産党になります。どうかよろしくお願ひをいたします。
- 16番（山口 学君） おはようございます。土佐山田町山田島に住んでおります山口 学です。会派は市民クラブです。よろしくお願ひします。
- 17番（山崎晃子君） おはようございます。くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。物部町山崎に在住しております。これから4年間どうぞよろしくお願ひいたします。
- 18番（山崎龍太郎君） おはようございます。土佐山田町西本町在住の山崎龍太郎です。日本共産党に所属しております。よろしくお願ひします。
- 19番（山本芳男君） おはようございます。私、住所は物部町神池になってますが部落は安丸部落でございます。山本芳男でございます。会派は市民クラブでございます。どうかよろしくお願ひいたします。
- 20番（依光美代子君） おはようございます。香美市をよくする会の依光美代子と申します。住所は土佐山田町上小島、中野と言われてますが中野は2カ所ありまして、私は上小島というところに住んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（小松 孝君） 以上で自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから平成30年第6回香美市議会臨時会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりです。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（小松 孝君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席番号15番、森田雄介君と、仮議席番号8番、爲近初男君の両君を指名します。

投票用紙の配付をさせていただきます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（小松 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○臨時議長（小松 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱点検）

○臨時議長（小松 孝君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

あわせて、ここで投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入していただけるようお願いいたします。

事務局長から、同姓の場合の案分について説明いたします。

事務局長、よろしく申し上げます。

○議会事務局長（猪野高廣君） 案分についてご説明いたします。

同姓の場合の票の案分については、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制をとらないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認し難いもの」として無効となりますので、ご注意をお願いいたします。

以上でございます。

○臨時議長（小松 孝君） ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（猪野高廣君） それでは、私のほうから順次点呼いたしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

2番、大岸眞弓議員。3番、甲藤邦廣議員。4番、久保和昭議員。5番、小松紀夫議員。6番、笹岡 優議員。7番、島岡信彦議員。8番、爲近初男議員。9番、利根健二議員。10番、萩野義和議員。11番、濱田百合子議員。12番、比与森光俊議員。13番、舟谷千幸議員。14番、村田珠美議員。15番、森田雄介議員。16番、山口学議員。17番、山崎晃子議員。18番、山崎龍太郎議員。19番、山本芳男議員。20番、依光美代子議員。1番、小松 孝議員。

(投票)

○臨時議長（小松 孝君） 投票漏れはありませんか。

○臨時議長（小松 孝君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

森田雄介君と爲近初男君の両君の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（小松 孝君） 選挙結果を報告します。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票数 20 票

無効投票数 0 票であります。

有効投票数のうち、

比与森光俊君 19 票

依光美代子君 1 票でございます。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 5 票です。

よって、比与森光俊君が議長に当選されました。

議場の閉鎖をお解き願います。

(議場閉鎖)

○臨時議長（小松 孝君） ただいま議長に当選されました比与森君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

ここで議長に当選されました比与森君のご挨拶がありますので、ご静聴お願いします。

○議長（比与森光俊君） ただいまは議長という大任に多くの同僚議員の推挙をいただきまして、身の引き締まる思いと緊張感がいっぱいでございます。本当にありがとうございました。

これよりは議会基本条例、そして議会議員政治倫理条例を遵守し、香美市の課題、そして議会の課題ともしっかり向き合い、二元代表制の代表機関としての責務を十分果たしてまいりたい決意でございます。

同僚議員のさらなるご協力よろしく願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（小松 孝君） ありがとうございました。

以上で臨時議長の職務を終了しました。

皆様にはご協力をいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議長の交代をいたします。

比与森議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

(午前 9時54分 休憩)

(追加議事日程を配付)

(午前 9時56分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの会議の日程は、お手元にお配りしてあります追加議事日程、日程第1号の追加1に記載のとおりであります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、香美市議会会議規則第4条の規定により、お手元にお配りしました議席表のとおりであります。議員各位には指定された議席に着席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(午前 9時56分 休憩)

(議席の入れかえを行う)

(午前 9時58分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

平成30年第6回香美市議会臨時会の会議録署名議員は、会議規則第89条の定めるところにより、今期臨時会を通じて1番、萩野義和君、2番、山口 学君の両君を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(比与森光俊君) ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番(後に「10番」と訂正あり)、舟谷千幸さん、17番、村田珠美さんの両君を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(比与森光俊君) 済みません。先ほどの立会人の議席番号を間違えてましたので訂正いたします。「15番、舟谷千幸さん」と申し上げましたが「10番、舟谷千幸さん」、よろしくをお願いします。

○議長(比与森光俊君) 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

○議長(比与森光俊君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(比与森光俊君) 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入して下さるようお願いしておきます。

同姓の場合の案分につきましては、先ほどの議長選挙と同様でありますので説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局長(猪野高廣君) 番号順に氏名を呼ばさせていただきますので、投票をお願いします。

1番、萩野義和議員。2番、山口学議員。3番、久保和昭議員。4番、甲藤邦廣議員。5番、笹岡優議員。6番、森田雄介議員。7番、利根健二議員。8番、山本芳男議員。9番の比与森議員を飛ばしまして、10番、舟谷千幸議員。11番、山崎晃子議員。12番、濱田百合子議員。13番、山崎龍太郎議員。14番、大岸真弓議員。15番、小松孝議員。16番、依光美代子議員。17番、村田珠美議員。18番、島岡信彦議員。19番、小松紀夫議員。20番、爲近初男議員。最後、9番、比与森光俊議員。

(投票)

○議長(比与森光俊君) 投票漏れはございませんでしょうか。

○議長(比与森光俊君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続きまして開票を行います。

10番、舟谷千幸さんと17番、村田珠美さんの両君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(比与森光俊君) 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、
有効投票数 20票
無効投票数 0票であります。

有効投票数のうち、
島岡信彦君 13票
大岸真弓君 5票
依光美代子君 2票
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。
よって、島岡信彦君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(比与森光俊君) ただいま副議長に当選されました島岡信彦君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ここで副議長に当選されました島岡信彦君のご挨拶がありますので、ご静聴よろしくお願ひします。

○副議長(島岡信彦君) 副議長をさせていただくこととなりました。皆様方のお力をおかりして取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長(比与森光俊君) ありがとうございます。よろしくお願ひします。

日程第5、議席の一部変更を行います。

先ほどの議長の選挙及び副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読していただきます。事務局長。

○議会事務局長(猪野高廣君) それでは、申し上げます。

議席番号9番の比与森光俊議員は20番席です。20番席の爲近初男議員は9番席になります。次に、18番席の島岡信彦議員は19番席です。19番席の小松紀夫議員は18番席へお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長(比与森光俊君) お諮りします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読しましたとおり議席の一部を変更することに決定しました。

それでは、指定の席に着かれていますので、議事を進めてまいります。
暫時休憩といたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

4常任委員会のうち総務、教育厚生、産業建設の3常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、予算決算常任委員会につきましては、同条例第2条第2項に全議員が委員である旨規定されておりますので、申し添えておきます。

【常任委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長(比与森光俊君) それでは、ただいま選任しました3常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩といたします。

(午前10時17分 休憩)

(各常任委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前10時39分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました委員会におきまして、各常任委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務常任委員会委員長は依光美代子さん、同じく副委員長は森田雄介君。

教育厚生常任委員会委員長は濱田百合子さん、同じく副委員長は村田珠美さん。

産業建設常任委員会委員長は甲藤邦廣君、同じく副委員長は山崎晃子さん。

以上のように決定されました。各委員長、副委員長はよろしくお願ひします。

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

【議会運営委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長(比与森光俊君) ただいま選任しました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩とします。

(午前10時40分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前10時51分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました委員会におきまして、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

議会運営委員会委員長は利根健二君、同じく副委員長は小松紀夫君。

以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしく申し上げます。

日程第8、予算決算常任委員会委員の選任を行います。

予算決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条第2項第4号により20人と規定されており、全議員が委員であります。委員会の委員長、副委員長につきましては、香美市議会予算決算常任委員会運営要綱第2条に、「委員長には副議長を、副委員長には議会運営委員会委員長をもって充てる。」と規定されています。先ほど副議長には島岡信彦君が、また議会運営委員会委員長には利根健二君が決定しております。したがって、予算決算常任委員会の委員長は島岡信彦君、同じく副委員長は利根健二君。

以上のように決定されました。委員長、副委員長はよろしく申し上げます。

11時5分まで休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第9、香南香美衛生組合議会議員の選挙を行います。

香南香美衛生組規約第5条第1項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって組織するとされております。選挙される議員は議長を除く2人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定します。

香南香美衛生組合議会議員は、利根健二君と森田雄介君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました利根健二君と森田雄介君を香南香美衛生組合議会議員の当選人として定めることにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました利根健二君と森田雄介君が香南香美衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美衛生組合議会議員に当選されました利根健二君と森田雄介君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

次に、日程第10、香南清掃組合議会議員の選挙を行います。

香南清掃組合規約第5条第1項第2号の規定では、組合の議員は、組合を組織する自治体で南国市以外の市の市長、議会議長及び議会選出の者1人とされておりますので、選挙される議員は議長を除く1人であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南清掃組合議会議員は、笹岡 優君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました笹岡 優君を香南清掃組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました笹岡 優君が香南清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま香南清掃組合議会議員に当選されました笹岡 優君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

日程第11、香南斎場組合議会議員の選挙を行います。

香南斎場組合規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の長及び議会において選任された議員各2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は2人であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南斎場組合議会議員は、私、比与森と小松紀夫君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました私、比与森と小松紀夫君を香南斎場組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、比与森と小松紀夫君が香南斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま香南斎場組合議会議員に当選されました比与森と小松紀夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

次に、日程第12、香南香美老人ホーム組合議会議員選挙を行います。

香南香美老人ホーム組規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する組合市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は議長を除く2人であります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美老人ホーム組合議会議員は、山本芳男君と山崎晃子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山本芳男君と山崎晃子さんを香南香美老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山本芳男君と山崎晃子さんが香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました山本芳男君と山崎晃子さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

暫時休憩といたします。

(午前 11 時 12 分 休憩)

(議会運営委員会開催)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

市長から、地方自治法第 180 条の規定により、報告第 18 号の専決処分について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行政の報告及び提出議案の提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、この間、大阪北部地震、西日本豪雨、台風 21 号、そして北海道地震など各地に未曾有の被害をもたらし、多くの方々がお亡くなりになりました。お亡くなりになられたの方々のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災地の皆様方に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、本日ここに平成 30 年第 6 回香美市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともにご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

皆様におかれましては、去る 9 月 2 日に執行されました香美市議会議員選挙におきまして、それぞれ見事に当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。議員の皆様には今後抱負をお持ちのことと思いますが、市民生活の充実、地域振興など幅広くご活躍をいただくとともに、行政充実、市政発展のためにご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

また、先ほど行われました組織会におきましては、比与森議長の選出を初め、全ての役職選任を滞りなく行われ、香美市議会構成がなされました。何よりであり祝意を表すものであります。

次に、本臨時会に提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案につきましては、報告 1 件、議案 1 件、同意 1 件の 3 件でございます。報告第 18 号、専決処分の報告については、香美市立鏡野中学校武道館及びプール施設等新築工事にかかる請負契約の一部を変更する契約についての報告でございます。

議案第 80 号、平成 30 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）は、平成 29 年度退職者医療の療養給付費等交付金の確定による交付金の返納に伴い予算補正を行おうとするものであります。

同意第 10 号は、監査委員の選任でございます。

詳細につきましては、それぞれ関係職員からご説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 議長（比与森光俊君） これで行政の報告及び提案理由の説明が終わりました。
次に、議案審議に入る前に、初めての議員さんがおられますので、ここで説明員諸君の自己紹介をお願いしたいと思います。
市長から済みません。
- 市長（法光院晶一君） 市長の法光院でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 副市長（今田博明君） 副市長の今田と申します。いつもお世話になってます。
どうかよろしくお願い申し上げます。
- 香北支所長（黍原美貴子君） 香北支所長の黍原です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 物部支所長（近藤浩伸君） 物部支所長の近藤です。よろしくお願い致します。
- 総務課長（山中俊明君） 総務課長の山中です。どうかよろしくお願いいたします。
- 企画財政課長（川田 学君） 企画財政課長の川田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 定住推進課長（中山繁美君） 定住推進課長の中山です。どうかよろしくお願い致します。
- 防災対策課長（中山泰仁君） 防災対策課長の中山でございます。何とぞよろしくお願い致します。
- 税務収納課長（公文 薫君） 税務収納課長の公文です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 市民保険課長（植田佐智君） 市民保険課長の植田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 健康介護支援課長（前田哲夫君） 健康介護支援課長の前田です。よろしくお願い致します。
- ふれあい交流センター所長（明石清美君） ふれあい交流センター所長の明石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 福祉事務所長（佐竹教人君） 福祉事務所長の佐竹でございます。よろしくお願いいたします。
- 教育長（時久恵子君） 教育長、時久でございます。よろしくお願いいたします。
- 教育次長（野島恵一君） 教育次長兼学校給食センター所長の野島です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育振興課長（横山和彦君） 教育振興課長の横山です。よろしくお願い致します。
- 建設課林業土木担当参事（澤田修一君） 建設課林業土木担当参事の澤田と申します。よろしくお願い致します。

- 建設課長（井上雅之君） 建設課長の井上です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 農林課長（西本恭久君） 農林課長の西本です。農業委員会事務局長を併任しております。よろしくお願ひいたします。
- 商工観光課長（竹崎澄人君） 商工観光課長の竹崎です。どうかよろしくお願ひいたします。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 環境上下水道課長の安井です。よろしくお願ひいたします。
- 管財課長（秋月建樹君） 管財課長の秋月です。よろしくお願ひいたします。
- 消防長（寺田 潔君） 消防本部消防長の寺田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 会計管理者兼会計課長（森 安伸君） 会計管理者兼会計課長の森でございます。よろしくお願ひいたします。
- 監査委員事務局長（三谷由香理君） 監査委員事務局長、三谷と申します。よろしくお願ひいたします。
- 総務課長（山中俊明君） 本日、生涯学習振興課長が所用のため欠席となっておりますのでご紹介申し上げます。
- 以上でございます。
- 議長（比与森光俊君） どうもありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。
- これから、報告第18号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。
- 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 13番。
- 説明資料をいただいております。その中で2ページ目の下から2つ目の卓球場床下地の追加ということですが、「設計に遺漏があり」ということがございますけれども、どういふ部分なのか具体的にお示しいただきたいということです。
- それと、1ページに戻っていただきまして、給排水設備の仕様変更ですが、といいついて書かれておりますが、余裕を持って設定していたがということですが、実際小さくして大丈夫なのか、そこのところを再度確認します。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、卓球場の床下地の追加の件でございますけれども、本来この鋼製床下地とする場合は、鋼板を1枚でなく2枚で設計すべきところでしたが、2枚必要ということが確認できましたので追加とさせていただきます。

それと、次の給排水設備の仕様変更についてですが、当初は概算と申しますか大き目に見積もってございましたけれども、実際計算してみたらこれで十分ということで径の小

さなものに変更しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際②のところに「樹木が多い周辺環境のため、樋が詰まらないよう」というふうに書かれております。実際のところそこら辺は念入りに十二分に検討されたと思いますけど、やはり一般住宅なんかでもね、やっぱり樹木が多いところではといが詰まるということで、日常的にその点検というもんができる、まあ高さも踏まえてそういうところなのかちょっとわかりかねますけれども、現実としてやはりそのところは余裕を持たしておったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、これで大丈夫という部分について再度お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この給排水設備につきましてはさまざまほかに対策をとるように、樹木の葉が入らないような工夫でありますとかさまざま追加いたしまして、そのといの径につきましては計算で十分な量、必要な径をとっておるということで、この辺につきましては月2回隔週において設計管理者と請負業者、そして建設課、教育振興課、学校の校長先生も入って週に2回（後に「隔週2週間ごと」と訂正あり）は協議をしながら、詳細に協議して確認してやってきておりますので間違いはないと思っております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） きょういただいた資料の1ページの給排水設備の仕様変更の③のところですけど、「一般に開放するため」と書かれてるんですけども、ちょっとこれ私の認識が足りなかったのかもしれないんですけども、中学生が使うだけのプールだと思ってたんですけども、一般に開放するっていうことだったのでしょうか。その辺のことと、もしそうであれば時期的にはどういうふうな形を考えているのか。もし一般に開放するためということで進んでいるなら、当然この多目的トイレへオストメイト設置は初め考えるべきものではなかったのかと思いましたが、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

プールにつきましては今のところ一般開放を予定しておりませんが、武道場等につきましては、一般の社会体育施設としての利用もございますので、オストメイトの設置を追加したということです。

それと、先ほど協議は週2回と言ったかもしれませんが、隔週、2週間ごとということ。申しわけございません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はございませんか。

4番、甲藤邦廣君。

○ 4 番（甲藤邦廣君） 4 番。

設計変更全般についてお聞きもしたいのですが、一般的にはこういった大きな事業をやる場合、設計書どおり仕上がるのがこれ理想なんですけどなかなかそうはいかない、当然その増減というのは出てまいります。

そこは承知をしておりますけれども、順次聞いていきますけれども、例えばですね、1 ページ目のキャットウォークの関係、これなんかも、設計変更の内容を見てみましたらこれ中止をするということなんですけど、これ当然最初からわかっていたことじゃないかということですよ。

それから、この金属建具の件も同じですね。

それから、2 ページ目のこの武道場における安全性向上ということですが、これ全く言いゆう意味がわかりません。というのは、この剣道の練習時については、やっぱりその動きが激しいもんですから激突してけがをする場合があるというのは、こら当然最初から想定しておくべきであって安全性の向上というもんじゃないわけです。当然その安全性を担保しておかなければならないと、設計上でですね、当然のことだと思います。これが設計変更で合計で約 7 2 7 万 7, 0 0 0 円ですか、こういった金額が上がってくるということは非常におかしいと、はっきり言えば設計で計上漏れだと。しかもさらに言えば、設計ミスじゃないかというふうにも思うわけです。

それと、先ほどもその卓球場の床下地の追加という質問がありましたけれども、これなんかも二重張りにするというのはこれ当然常識だと思うんですよ。やっぱり面積も広いし、支えがなかったら弱いですから当然二重張りにしないといけない、これ当然だと思うんです。これなんかも最初から、これ遺漏ですから設計ミスです、はっきり言って。そういったものに対して、設計変更で増額、減額を簡単に認めていくのかというところが問題だと思っております。

ちょっと最後にお聞きしますけれども、今まで教育長の答弁の中で、専門部署と連携をとりながら事業を進めていきますよということを何度か聞いております。この設計変更についても建設課の建築班、ここと協議をしたんでしょうか、あわせてお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ご質問のとおり、キャットウォークでありますとかその武道場における安全性向上の部分につきましては、最初からわかっておったんじゃないかということでございます。カーテンウォールの清掃のためのキャットウォークにつきましては、実際確かに手の届かないところにキャットウォークつけてありましたので、この際もう中止をしたということでございますが。

それと武道場における安全性向上のためのさまざまな追加につきましては、実際コートから 2 メートル以上離れてますので、なかなかぶつかるといこともめったにないかもしれないけれども、実際学校との協議の中では、やはり安全性の向上をしていただ

きたいということで追加したようなことになっております。

さまざまな変更につきましては、その隔週、2週間ごとの協議には必ず建設課も入っていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 最初に申し上げましたとおり、設計変更はつきものだという事は承知しています。ただこういった場合、経費の節減を図る意味からも、例えばこちらでふえたらほかで減額すべきところがあるんじゃないかと、そういう検討を当然すべきで、幾ら予算があっても、当初の請負金額以上になる場合は、よっぽど精査しないともう無駄な経費を使うことになっていきますので、これは慎むべきだと思っております。

先ほど課長答弁なさいましたが、何と言いますか定期の打ち合わせですか、そういったものやっているとありますが、それほんとに建築班全部入ってやっていますか。もし入ってやっているとすれば、恐らくこんな話はどうなんですかねという話になると思うんですが、そういった話はなかったんですか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 建設課として答えさせていただきます。

都市計画班のほうから、全員行けたらえいがですけれど勉強のためと思うような形もありますので、こういう大きな事業という形の中で最低でも2名は行かせております。その中で当初設計をうちのほうが余り熟知していなかったという問題は多々、他の課の事業になりますのでできてなかったという形の中で、業者等との打ち合わせの中でいろいろの検討課題という形で検討をしております。

ただ、議員の言われるとおり、全体的なお金の話というのも考えていかなければなりません。技術屋としてどこが抑えられるかという形の中ででの検討結果が今回の検討結果という形、まだ工事も進んでおりますので、これからも多々出てくるかとは思いますが、都度、第18条、第19条による全体検討を行ってという形をとっています。うちも通常の仕事の中で職員を勉強のためという形で行かせておりますが、なかなか目の届かないところも多々あるかもしれませんが、精いっぱいのこと担当として行かせております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 関連しますけど、先ほど言ったこの内容で2ページ目の校舎との内線電話を可能にする、こういう問題は先ほどと関連しますけど、当然施設的に学校の中で離れてますので、その施設で内線がつなげるというのは当たり前じゃないでしょうかね。ですから、この問題、私たちは新しくなった議員ですのでわかりませんが、全体としてこういう問題やっていく場合に、やっぱり政策立案のときを含めてどういう協議がされてるかということをお聞きしたいです。ですから、こういうことが後から

後から追加されてくるというのは、ちょっと学校現場の意見がほんとに反映されてるかということを感じるわけですね。使い勝手の問題、いろんなもん建てる場合も、その使う方々の意見を反映させて利便性をよくしてやってかなければならないわけですので、その辺のやっぱりこう、政策立案のときからどうだったのか聞きたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

さすがに設計の段階で、学校とのすり合わせというのはなかなかそこまではできてなかったという部分があります。その放送設備等も当然後で考えれば当たり前のことではありますけれども、最初から学校と設計について、細かな打ち合わせはできてなかったということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 学校教育施設ですので、やっぱり教育条件の整備が教育委員会含めてやっぱり市側の役割ですので、そののまず意見を聞いて、こうやりたいという全体図をまず、そういう全体の要求をまとめた中から予算的にできないもの含めて落としていくというか、普通そういう形のつくり方をしなければなりません。そのときに市のいろんな担当部署の力もかるといふ形の進め方をしなければならぬと思いますが、今後こういう轍を踏まないようにぜひ協議していただき、教訓にしていだければと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

この施設を建てる以前にはそういった検討会、学校長も入った検討会も行っております。ですので、機能といいますか、そのプールと卓球場とか武道場とかいった、どういったものが必要かという部分は十分検討はされておるとは思いますけれども、その配線でありますとかコンセントの位置でありますとか、さすがに細かい部分が十分な協議、そこまではできてなかったということになります。今後このような施設を建てるときには、もう少し詳細な詰めも必要かと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これ教育委員会というより市長にもお願いしたいですが、やっぱり市としてこういう公共事業をやる場合のそういう政策立案のときも含めた、システム上の整備が要るんじゃないかなあと思いますので、ぜひ今後にはこういうことを改善していくというか、いい方向に進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大変大きな建物でありますし、大きな予算をかけて建築をしているわけでありますので、しっかりお話を聞きながらやるということはこれは大変大事なことだと思いますけれども、やはり建物につきましては専門の方にはお願いしなないとなかなか細部までは行き届かないというふうなこともあって、建ってから使い勝手の悪いというふうな状況になることがままあるわけでありますけれども、設計の専門家でなくても、図面ができた段階でしっかりと説明をするということもこれは職員としての責任であろうかと、市の責任であろうかというふうに思います。そういう中でご意見をいただくということで、いかに素人であっても、そこを使う方々にとってみたら、その目から見れば説明をしっかりとやっていただいたら意見を言うことができますので、ただ集まっていたいて意見をいただくというのが目的ではなくて、しっかり説明をした上で、わかっていただいた上でご意見をいただく、想像力を上げていただくようなそういう環境づくりを丁寧にやっていくことが大事だと思いますので、今後におきましては、しっかりそういうところを踏まえてやってまいりたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、日程第14、議案第80号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） それでは、議案第80号の補足説明を行います。

平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

平成30年度香美市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,863万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月25日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、平成29年度退職者医療交付金確定による返納金に係るもので、概要は議案細部説明書のとおりです。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第80号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございま

せんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第80号について質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは過渡的な段階で、この退職者の制度は廃止されていくといふかなくなっていくわけですが、今回だけでこういう返納というのが起こったのか。それから、同時に65歳でこれ多分消えると思うんですね。これ多分平成26年ごろにこの制度ができて、その方々が65歳になった時点で切れると思うんですね。それやと、今現在どれぐらいの方々がいらっしゃるのかというのがわかりましたらお願いしたいのと、今回は何人分なのかということを含めて、わかりましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 笹岡議員のご質問にお答えいたします。

この制度自体は、先ほども議員もおっしゃいましたように平成26年度を最後に、平成26年度までに厚生年金とか共済年金とかをもらっておられる方が、その方々が65歳を迎えるまでに、いろんな該当要件はありますけれども関係してくる制度でして、仮にこの方々が60歳から年金をもらっているとするならば、最終は平成31年度になります。今回のこの返納に関しましては、その時々前年度等の実績とかそういったものを考え合わせて、社会保険診療報酬支払基金がそういったもので実績をもとに所定の算定式により概算の金額をはじき出しております。そうしたところが実際は概算よりも少なかったもので、今回返納金が発生したということです。

人数に関しましては都度都度変わりますので、平成29年度の最終、平成30年の3月31日現在でしたら退職被保険者数が73人です。今現在、平成30年度ですが、8月31日現在ですが今52人おります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休憩とします。

(午後 1時31分 休憩)

(議案を配付)

(午後 1時32分 再開)

○議長(比与森光俊君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第15、同意第10号、監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小松紀夫君の退席を求めます。

(18番、小松紀夫君 退場)

○議長(比与森光俊君) 執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長(山中俊明君) 同意第10号、監査委員の選任について

下記の者を香美市監査委員に選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布1444番地6

氏 名 小 松 紀 夫

生年月日 昭和38年2月10日

平成30年9月25日提出、香美市長 法光院晶一

なお、お手元に参考資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました同意第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、本議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

また、この案件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 異議なしと認めます。よって、同意第10号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決定しました。

小松紀夫君の入場を許可します。

(18番、小松紀夫君 入場)

○議長（比与森光俊君） 資料配付のため、暫時休憩といたします。

(午後 1時35分 休憩)

(追加議事日程2を配付)

(午後 1時36分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、お手元にお配りしました所管事務の調査事項につきまして、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。ただいまご報告いたしました閉会中の所管事務の調査についてをこの際日程に追加し、本日の議題としたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

これからの会議日程は、お手元にお配りしてあります追加議事日程、日程第1号の追加2に記載のとおりであります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩といたします。

(午後 1時37分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど述べました日程第1号の追加2の分は、ホチキスどめのナンバー2枚目の資料でございます。

日程第1、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今会議に付された議案は全て議了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議長という大任を拝しまして、何かと皆様方にはご迷惑をおかけした点多々あったかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

ここで、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会に提案申し上げました議案につきましては、適切なるご決定を賜りましたことに対しまして心よりお礼を申し上げます。

さて、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、本年は災害が各地で起きております。本市におきましても、過年度の災害復旧がまだ残る中で豪雨や台風に見舞われ、地域の生産活動や暮らしにも影響が出ておりますので、災害復旧に今後全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。防災・減災対策、自主防災などにつきましては、市民の皆様方のご協力もいただきまして、一定前進してきたというふうに認識をしておるところでございますが、一方で高齢化、人口減少で災害に弱い地域の対策も重要となっておりますことから、幅広くかつ突っ込んだ議論が必要だと感じております。今後、議会の皆様方にもご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

暑さも和らぎ過ごしやすい季節となっておりますが、議員の皆様にはどうか健康に十分にご留意されまして、地域、香美市の発展のために一層ご活躍を賜りますようよろしく願い申し上げます。

以上申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 以上をもちまして、平成30年第6回香美市議会臨時会を閉会いたします。

（午後 1時41分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

臨時議長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 6 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

常任委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 7人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
6	森 田 雄 介	1 5	小 松 孝
7	利 根 健 二	1 6	依 光 美代子
9	爲 近 初 男	1 9	島 岡 信 彦
1 3	山 崎 龍太郎		

【 教育厚生常任委員会 7人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
2	山 口 学	1 2	濱 田 百合子
3	久 保 和 昭	1 4	大 岸 眞 弓
8	山 本 芳 男	1 7	村 田 珠 美
1 0	舟 谷 千 幸		

【 産業建設常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	萩 野 義 和	1 1	山 崎 晃 子
4	甲 藤 邦 廣	1 8	小 松 紀 夫
5	笹 岡 優	2 0	比与森 光 俊

議会運営委員会委員の名簿

【 議会運営委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
4	甲藤邦廣	12	濱田百合子
7	利根健二	14	大岸眞弓
8	山本芳男	16	依光美代子
11	山崎晃子	18	小松紀夫

平成30年9月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第80号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	30. 9.25
同意 第10号	監査委員の選任について	原案同意	30. 9.25